

令和2年度 学童保育利用料軽減申請書 (提出期限: 11月30日)

徳島市
受付印

徳島市長 殿

次のとおり、学童保育利用料軽減給付金の支給を申請します。
なお、申請に当たり、裏面に記載の誓約・同意事項について、同意します。

1. 申請者

※ 申請者は、利用料の支払者（原則として、下記2の児童の保護者
またはその配偶者）としてください。

記入日

令和 年 月 日

フリガナ 氏名	性別	生年月日	現住所ほか
①	男・女	明・大・昭・平 年 月 日	【住所】 (平成31年1月1日時点の住所: 市内・市外 []) 【日中連絡が取れる電話番号 ()

2. 学童保育クラブ利用児童

※ 今年度、利用している（または利用実績がある）児童を御記入ください。

(枠内記入不要)

No	フリガナ 氏名	性別	生年月日	利用している学童保育クラブ名 (裏面一覧表のNo.でも可)	対象	対象 利用料
1		男・女	平成 年 月 日			
2		男・女	平成 年 月 日			
3		男・女	平成 年 月 日			

3. 世帯の状況

※ 上記2の学童保育クラブ利用児童を除く、同一敷地内の全員（申請者含む）を記入してください。

No	フリガナ 氏名	児童との 続柄	性別	生年月日	年齢、勤務先、学校、保育所等 (令和2年4月1日時点)
1			男・女	明・大・昭・平・令 年 月 日	歳
2			男・女	明・大・昭・平・令 年 月 日	歳
3			男・女	明・大・昭・平・令 年 月 日	歳
4			男・女	明・大・昭・平・令 年 月 日	歳
5			男・女	明・大・昭・平・令 年 月 日	歳

4. 利用料の軽減に伴う給付金の受取口座 ※ 表面1の申請者の名義の口座を記入してください。

 昨年度、受取口座として利用した口座を希望します。(この場合、口座確認書類の添付は不要です。) 下記の口座を希望します。(この場合、口座確認書類の添付をお願いします。)

金融機関名	支店名	分類	口座番号	フリガナ 口座名義
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所 店番号	1 普通 2 当座		

※ ゆうちょ銀行の場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)を記入してください。

※ 長期間、入出金のない口座を記入しないで下さい。

(裏面にも記入欄があります。)

3. 軽減対象要件の該当状況 ※ 下記のうち、該当する要件の左欄に「✓」を記入してください。

- 世帯の令和元年度市民税所得割課税額の合算額が169,000円未満の世帯の第3子以降の児童
- 生活保護世帯の児童
- 令和元年度市民税が非課税であり、ひとり親家庭世帯の児童
- 令和元年度市民税が非課税であり、在宅障がい者（児）がいる世帯の児童
- 令和元年度市民税が非課税であり、学校教育法の規定による援助を受けている者が属する世帯（準要保護世帯）の児童
- 令和元年度市民税が非課税である世帯の第2子以降の児童
- 世帯の令和元年度市民税所得割課税額の合算額が77,101円未満のひとり親家庭世帯の第2子以降の児童

【誓約・同意事項】

- (1) 本事業の事務の実施に必要な範囲で、徳島市が住民票情報、市民税の所得、課税状況、世帯状況、児童扶養手当支給台帳情報、就学援助受給状況の確認を行うことに同意します。また、公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行うことに同意します。また、保護者負担金のうち給付対象となる利用料について、徳島市が各クラブに確認することに同意します。
- (2) 徳島市が、学童保育利用料の軽減に伴う給付を行うことを決定した場合は、この申請書を当該給付金の請求書として取扱うこととし、申請者は、これに同意します。
- (3) 徳島市が、学童保育利用料の軽減に伴う給付を行うことを決定した後に、この申請書の不備を理由とする振込不能等の事由によって支払が完了せず、かつ、令和3年4月27日までに、徳島市が申請者に連絡及び確認できない状況となった場合には、徳島市は、この申請書が申請者から取下げられたものとみなすこととし、申請者は、これに同意します。
- (4) 徳島市が、学童保育利用料の軽減に伴う給付を行った後に、申請者の市民税の更正や世帯状況の変更等によって、表面2の軽減対象者が軽減対象要件に該当しないこととなったことが判明した場合は、当該給付金の一部又は全額を徳島市に返還することに同意します。

【必要書類について】

※平成31年1月2日以降、市外から転入された場合は、令和元年度住民税所得課税証明書も添付してください。

※上記確認方法により、該当するか否か確認できないときは、戸籍抄本など必要書類の提出をお願いする場合があります。

【徳島市 学童保育クラブ 一覧表】 ※令和2年4月1日現在

No	小学校区	学童保育クラブ名称
1	内町小学校	内町学童保育クラブ
2		内町第2学童保育クラブ
3	佐古小学校	佐古学童保育クラブあすなろ
4		佐古学童保育クラブみらい
5		佐古学童保育クラブつばさ
6	富田小学校	富田学童保育クラブ
7	福島小学校	福島子どもクラブ
8	城東小学校	渭東第一学童保育所
9		城東こどもクラブ
10	助任小学校	助任第一学童保育クラブ
11		助任第二学童保育クラブ
12		助任第三学童保育クラブ
13	津田小学校	津田みどり第一学童保育クラブ
14		津田みどり第二学童保育クラブ
15	昭和小学校	昭和地区児童育成クラブ
16		昭和地区第2児童育成クラブ
17	沖洲小学校	沖洲学童保育ひまわりクラブ
18		沖洲第2学童保育ひまわりクラブ
19	加茂名小学校	加茂名小学校PTA学童保育会第1クラブ
20		加茂名小学校PTA学童保育会第2クラブ
21	加茂名南小学校	加茂名南学童保育会わんぱくクラブ
22		加茂名南学童保育会 第2わんぱくクラブ
23		桃の実学童クラブ

No	小学校区	学童保育クラブ名称
24	八万小学校	八万第1学童保育所竹の子クラブ
25		八万第2学童保育所竹の子クラブ
26	八万南小学校	八万南学童保育クラブ
27		八万南第二学童保育クラブ
28	千松小学校	千松学童保育クラブ
29		第2千松学童保育クラブ
30	大松小学校	大松学童保育クラブ
31	論田小学校	論田学童保育クラブ
32		あさがお学童保育クラブ
33	方上小学校	方上学童保育クラブ
34	渋野小学校	しぶの学童保育クラブ
35	上八万小学校	上八万学童保育クラブ
36	入田小学校	入田学童保育クラブ
37	川内北小学校	川内北学童保育スマイルクラブ
38		川内北学童保育ドリームクラブ
39		川内北第二学童保育クラブ
40	川内南小学校	川内南学童保育クラブ
41	応神小学校	応神学童保育スマイルクラブ
42	国府小学校	第一国府学童保育クラブ
43		第二国府学童保育クラブ（休止中）
44		第三国府学童保育クラブ
45		国府なかよし学童クラブ
46	北井上小学校	北井上学童保育クラブ
47	南井上小学校	南井上学童保育クラブ

※ 軽減の対象とする利用料は、上記学童保育クラブ（児童福祉法第34条の8の規定により本市への届出を行っている学童保育クラブ）の通常開所時間に係る利用料（ただし、おやつ代及び実費徴収分並びに学童保育クラブの利用の対価に該当しない金額を除く。）に限ります。